

寄付金に対する減免措置について

確定申告や控除制度の詳細につきましては、所轄税務署や税務専門家へご相談ください。

■個人の場合

学校法人 光塩女子学園への寄付金は、東京都より寄付金控除の対象として認められており、確定申告により所得税の減免措置を受けることができます。

2020年度より、従来の「所得控除」のほか、「税額控除」も適用できるようになりました。ご寄付をいただいた後に、それぞれのお手続きに必要なとなる証明書をお送りいたしますので、申告をなさる際はいずれか一方をお選びください。

1) 税額控除制度

寄付者の所得税率に関係なく、所得税額から直接控除されます。

多くの場合、所得控除よりも減税効果が大きくなります。

$$\text{【 寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円】} \times 40\% \text{ を } \underline{\text{所得税額から直接控除}}^{\ast 2}$$

2) 所得控除制度

寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定します。

所得控除を行った後に所得税率をかけるため、高額な金額の場合には税額控除よりも減税効果が大きくなります。

$$\text{【 寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円】} \text{ を } \underline{\text{年間の所得金額から控除}}$$

※1 対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

※2 所得税の控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

■法人の場合

企業等法人が私立学校へ寄付する場合に、日本私立学校振興・共済事業団を通すことで、税の優遇措置を受けることができる制度です。

寄付金を支出した事業年度において、寄付金の全額が損金に算入されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{益金} \\ \hline \text{(収益)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{損金} \\ \hline \text{(費用)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{決算利益} \\ \hline \text{(損益計算書)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{決算利益} \\ \hline \text{(損益計算書)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{損金算入額} \\ \hline \text{益金不算入額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{損金不算入額} \\ \hline \text{益金算入額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \text{(申告調整後)} \\ \hline \end{array}$$

(所得金額×税率＝法人税額)